

## 昇降機の検査方法、判定基準(案)

昇降機の検査は、別表(い)欄に掲げる項目に応じ、それぞれ別表(ろ)欄に掲げる検査方法により、別表(は)欄に掲げる基準に従い、是正の必要性等を判断すること。

別表(昇降機の検査の項目及び項目ごとの検査方法等)  
(ロープ式エレベーター)

(い) 検査項目		(ろ) 検査方法	(は) 判定基準			
			要重点点検	要是正		
1	機械室					
1.1	機械室への通路・出入口戸	機械室扉の施錠の状況	扉を施錠、開錠し確認する	-	令第129条の9第四号の規定に適合しないこと	
		手すり(手すりが必要な場合)	目視、触診で確認する	-	令第129条の9第五号の規定に適合しないこと	
		機械室への通行の状況	機械室までの通路で最小寸法の場所又は障害物がある場所の最も小さい寸法を鋼製巻尺で測定する	-	通行経路の寸法が高さ1.8m以上、幅0.7m以上を満たしていないこと	
		階段の状況	踏み面と蹴上げを鋼製巻尺で測定する	-	令第129条の9第五号の規定に適合しないこと	
1.2	機械室内の状況及び照明・換気装置	エレベーター以外の設備の状況	目視で確認する	-	検査・保守点検に支障があること	
		照明装置	照明の点灯状況を確認する	-	照明器具が正常に作動しないこと	
		換気装置(換気装置が必要な場合)	作動状況を確認するとともに、起動設定温度があるものは設定温度を確認する	-	令第129条の9第三号の規定に適合しないこと又は起動設定温度が40度を超過して設定されていること	
		壁面・天井からの漏水、窓の破損の状況	目視で確認する	-	漏水が機器に達していること又は窓の破損があること	
		機械室床及び機器の汚損の状況	目視で確認する	-	機器の作動に影響を及ぼす汚損があること	
1.3	機械室床の貫通部	貫通部の状況	機械室又はかご上で目視で確認する	-	主索、調速機ロープ、階床選択機のスチールテープなどが機械室床の貫通部分と接触していること	
1.4	救出装置	手巻きハンドル等の設置状況(手巻きハンドルで操作するタイプ)	目視で確認する	-	手巻きハンドル等が装備されていないこと	
		制動装置の手動による開放状況	手動による作動状況を確認する	-	手動で制動装置等を操作できず、かごが移動しないこと	
		充電回路の作動状況(充電機で制動装置を解放するタイプ)	充電回路で作動状況を確認する	-	充電回路で制動装置を開放できないこと	
1.5	受電盤・制御盤	開閉器・遮断器	開閉器、遮断器の作動状況	手動で遮断、投入操作を行い、電氣的に開閉されることを確認する	-	電氣的に開閉されないこと
			テストボタン付きのものは押して作動させ、作動状況を確認する	-	電氣的に開放されないこと	
1.6	接触器・継電器・プリント基板(運転制御用)	接触器・継電器・プリント基板(運転制御用)の作動状況	エレベーターを運転し作動状況を確認する	-	エレベーターが正常に作動しないこと	
		電動機主回路用接触器の主接点の状況(密閉型を除く)	目視で確認する	変形があること	異常摩耗があること	
		前回検査からの不具合と改善の状況	不具合と改善状況の報告書を確認する	-	前回検査以降に不具合があり、プリント基板の不良が明確で、改善されていないこと	
1.7	ヒューズ	使用状況	目視で確認する	-	溶断電流が制御盤等で指定するものと異なること	
1.8	発電機・電動機主回路の絶縁(発電機は必要な場合)	絶縁抵抗計で測定する	-	300V以下のものは0.2M 以上、300Vを超えるものは0.4M 以上の絶縁抵抗がないこと		
1.9	制御回路の絶縁(一次側と二次側が電氣的に分離され二次側が接地されており非接地側にヒューズを設けてある直流60V・交流25V以下の回路は除く)	絶縁抵抗計で測定する	-	150V以下のものは0.1M 以上、150Vを超えるものは0.2M 以上の絶縁抵抗がないこと		
1.10	信号回路の絶縁(一次側と二次側が電氣的に分離され二次側が接地されており非接地側にヒューズを設けてある直流60V・交流25V以下の回路は除く)	絶縁抵抗計で測定する	-	150V以下のものは0.1M 以上、150Vを超えるものは0.2M 以上の絶縁抵抗がないこと		
1.11	照明回路の絶縁	絶縁抵抗計で測定する	-	150V以下のものは0.1M 以上、150Vを超えるものは0.2M 以上の絶縁抵抗がないこと		
1.12	接地	二次側の片側接地タイプの接地状況	触診で確認する	-	接地線が接地端子に緊結されていないこと	
1.13	階床選択機(装置が必要な場合)	表示灯の点灯状況	目視で確認する	-	表示灯が点灯すべき時に点灯しないこと	
		呼び応答の状況	運転させて呼び応答を確認する	-	呼びの応答、呼びを保持・消去しないこと	
1.14	巻上機	減速歯車(ギヤレス式を除く)	潤滑油の量	オイルゲージ等を目視で確認する	-	ギヤオイル量がオイルゲージで示す範囲内でないこと
		潤滑油の劣化状況	色・不純物を目視で確認する	-	ギヤオイルに基たい変色・摩耗粉があること	
		歯の状況(ウォーム・ホイール式)	歯の欠損の有無を目視で確認するとともに、歯厚の段差を目視で確認又はバックラッシュを確認し、段差やバックラッシュが著しい場合は歯厚をノギス等で測定する	-	歯厚が当初の7/8未満であること又は欠損があること	

(い) 検査項目		(ろ) 検査方法	(は) 判定基準		
			要重点点検	要是正	
1.15	綱車・巻胴	溝の摩耗又は綱車と主索のトラクションの状況	溝の摩耗状態を製造者が指定する方法で検査する(製造者が検査方法を指定していない場合は主索と綱車が滑らないことを確認する)	-	溝の摩耗が製造者設計基準を満たさないこと(製造者の検査方法が確認できない場合は上昇低速運転中の無積載のかごを最上階付近で停止させたときに主索と綱車に顕著な滑りが生じていること)
		回転状況	巻上機の振動を触診、聴診で確認する	-	回転時に異常振動、異常音があること
		き裂、欠損の状況	目視で確認する	-	欠損、き裂があること
1.16	軸受	発熱の状況	触診で確認する	-	異常発熱があること
		音の状況	聴診で確認する	-	異常音があること
		振動の状況	触診、聴診で確認する	-	異常振動があること
1.17	ブレーキ	油の付着状況	目視で確認する	-	ドラム・ディスクとパッド摺動面に油が付着していること
		取付状況	目視、触診で確認する	-	取付が確実でないこと又は可動部の給油が不十分であること
		制動力の状況	無積載上昇時にブレーキ制動を行い作動状況を確認する	-	令第129条の10第2項の規定に適合しないこと
		保持力の状況	次のいずれかの方法で確認する ア. ブレーキをかけた状態でトルクレンチで確認する イ. 無積載上昇時のブレーキの制動距離を確認する ウ. ブレーキをかけた状態でモーターにトルクをかけ確認する エ. 定格積載荷重の1.25倍の荷重を載せ確認する	-	積載荷重の1.25倍の荷重でかごが停止した状態を保持できないこと
		パッドの残存厚みの状況	製造者が指定する方法で確認する(製造者が検査方法を指定していない場合は、パッドの厚みを測定し前回検査からの摩耗量から確認する)	要是正の製造者設計基準値と比較し電機制動タイプは1.1倍、ブレーキ制動タイプは1.2倍以下であること又は要重点点検の基準値以下であること(製造者設計基準値がない場合はパッド以外の部分がドラム・ディスクに接触するまでの残存厚みが前回検査時からの摩耗量の1.2倍以下であること)	製造者設計基準値以下であること(製造者設計基準値がない場合は、パッド以外の部分がドラム・ディスクに接触していること)
		パッドとドラム・ディスクとの接触状況	聴診で確認する	-	走行中にパッドとドラム・ディスクが接触していること
		ブレーキ制動時のプランジャの余裕ストロークの状況(ドラム式)	保持している状態で目視で確認するとともにプランジャの余裕ストロークを触診で確認する	-	プランジャーが他の機器等と干渉していること
		ブレーキコイルの発熱状況	触診で確認する	-	ブレーキコイルの異常発熱があること
		構成機器の作動状況	目視、聴診、触診で確認する	-	作動時に異常音、異常振動があること又は作動が円滑でないこと
		摩耗粉の状況(電気制動タイプ)	ブレーキ周囲の摩耗粉を目視で確認する	-	パッドの摩耗粉が散見されること
		作動時の状況(電気制動タイプ)	ブレーキがかかる時の状態を目視、聴診で確認する	-	電気制動による停止前にパッドとドラムが摺動していること
1.18	そらせ車(装置が必要な場合)	外觀の状況	目視で確認する	-	欠損、き裂があること
		取付状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等でナットの緩みを確認する	-	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、ナットに緩みがあること
		音の状況	聴診で確認する	-	軸、軸受けの異常音があること
1.19	電動機	音の状況	聴診で確認する	-	異常音があること
		発熱の状況	触診で確認する	-	異常な発熱があること
		振動の状況	触診、聴診で確認する	-	異常振動があること
		整流子の状況(整流子があるもの)	運転して火花を目視で確認する	-	無負荷運転時の火花が甚だしいこと
		ブラシの摩耗状況(ブラシがあるもの)	残存長さを目視で確認する又は金属製直尺等で測定する	-	ピグテールの金具から5mm以内であること
1.20	電動発電機(装置が必要な場合)	音の状況	聴診で確認する	-	異常音があること
		発熱の状況	触診で確認する	-	異常な発熱があること
		振動の状況	触診、聴診で確認する	-	異常振動があること
		整流子の状況(整流子があるもの)	運転して火花を目視で確認する	-	無負荷運転時の火花が甚だしいこと
		ブラシの摩耗状況(ブラシがあるもの)	残存長さを目視で確認する又は金属製直尺等で測定する	-	ピグテールの金具から5mm以内であること
1.21	機械室機器の耐震対策	転倒・移動防止措置の状況	巻上機、制御盤、発電機、階床選択機、調速機の取付状況を目視、触診で確認する(装置のあるもの)	-	令第129条の8第1項の規定に適合しないこと
		ロープガード等の状況	目視、触診で確認する	-	令第129条の4第3項の規定に適合しないこと
2	共通				
2.1	調速機(装置が必要な場合)	ブーリの状況	目視で確認する	-	欠損、き裂があること
		機器の取付状況	触診で確認する	-	取付が堅固でないこと
		支点部の状況	目視、触診で確認する	給油が不十分であること	可動部の動きが円滑でないこと
		過速スイッチの作動状況	作動状況を確認する	-	過速スイッチを作動した際に安全回路が遮断されないこと又は遮断を保持できないこと
		過速スイッチの作動速度の状況	瞬間式回転速度計で作動速度を測定する	-	平成12年建設省告示第1423号第2第二号の規定に適合しないこと
		キャッチ作動速度の状況	瞬間式回転速度計で作動速度を測定する	-	平成12年建設省告示第1423号第2第四号(イ)の規定に適合しないこと
		キャッチと過速スイッチの整合性の状況	作動順位を目視で確認する	-	キャッチが過速スイッチの作動速度より低いこと
		キャッチの作動状況	作動状況を確認する	-	キャッチが作動しないこと又は調速機用ロープが滑ること

(い) 検査項目		(ろ) 検査方法	(は) 判定基準		
			要重点点検	要是正	
2.2	つり合おもり側	プーリの状況	目視で確認する	-	欠損、き裂があること
		機器の取付状態	触診で確認する	-	取付が堅固でないこと
		支点部の状況	目視、触診で確認する	給油が不十分であること	可動部の動きが円滑でないこと
		かご側調速機との整合性の状況	瞬間式回転速度計で作動速度を測定しかご側と比較する	-	キャッチ作動速度が、かご側キャッチ作動速度より小さいこと又は1.1倍を超えてること
		キャッチと過速スイッチの整合性の状況	作動順位を目視で確認する	-	キャッチが過速スイッチより先に作動すること
		キャッチの作動状況	作動状況を確認する	-	キャッチが作動しないこと又は調速機用ロープが滑ること
2.3 2.4 2.5	主索	径の状況	基準階（乗降最頻階）から加速終了位置又は基準階への減速開始位置の間に綱車に掛かる場所等で最も摩損の進んだ部分の直径をノギスで測定し綱車にからない部分をノギスで測定した結果から摩耗率を確認する	摩耗した部分の直径が摩耗していない部分と比較して92%未満であること	摩耗した部分の直径が摩耗していない部分と比較して90%未満であること
素線切れの状況		基準階（乗降最頻階）から加速終了位置又は基準階への減速開始位置の間に綱車に掛かる場所や傷のある場所等で最も摩損の進んだ部分を凝視確認し、その他の部分は目視で確認する	素線切れが平均的に分布する場合は、素線切れ総数が1よりピッチ内で6より鋼索では18本、8より鋼索では24本を超えている又は1構成より1ピッチ内の素線切れが3本を超えていること	素線切れが平均的に分布する場合は、素線切れ総数が1よりピッチ内で6より鋼索では24本、8より鋼索では32本を超えている又は1構成より1ピッチ内の素線切れが4本を超えていること	
摩耗粉の状況		全長の摩耗粉の錆の状態（固着を含む）を目視で確認する	-	錆が甚だしい場合又は、切れた素線の劣化が進んでいる場合は、1構成より1ピッチ内素線切れがあること	錆が甚だしい場合又は、切れた素線の劣化が進んでいる場合は、1構成より1ピッチ内の素線切れが2本を超えていること
損傷及び変形の状況		全長を目視で確認する	-	損傷、変形があること	甚だしい不均等があること
2.6	主索の張り	張りの状況	次の何れかで確認する ア．各主索端末部のスプリング高さを目視で比較する イ．主索をかご上で揺らし主索の振幅が同等か確認する ウ．主索をかご上で手で引き張りが同等か確認する	-	甚だしい不均等があること
2.7	主索及び調速機ロープの端末と止め金具部	止め金具の取付状況	目視、触診で確認する	-	ダブルナットにあってはナット間に緩みがあり、割ピンにあってはピンに欠損、曲げ不足等があること
		主索・調速機ロープ端末と止め金具の取付状況	目視で確認する	-	取付が確実でないこと
		損傷の状況	目視で確認する	-	止め金具及び止め金具の取付部に損傷、欠損、き裂があること
2.8	主索の緩み検出装置（巻胴式）	取付状況	触診で確認する	-	取付が堅固でないこと
		作動状況	作動状況を確認する	-	作動しないこと
2.9	はかり装置	警報及びかご戸・乗場戸の状況	検出装置を作動させ確認する	-	令第129条の10第3項第四号イの規定に適合しないこと
		取付状況	触診で確認する	-	取付が堅固でないこと
		前回検査からの不具合と改善の状況	不具合と改善状況の報告書を確認する	-	前回検査以降に不具合があり、マイクロスイッチの不良が明確で、改善されていないこと
3	かご室				
3.1	かご室の周壁・天井及び床	かご室の状況	目視で確認する	-	令第129条の6第一号及び三号の規定に適合しないこと又はガラスの欠損・ひび割れ、変形、摩耗、腐食等により運行に支障をきたしていること
		可燃物の状況（非常用を除く）	目視で確認する	-	令第129条の6第二号の規定に適合しないこと
3.2	かごの戸及び敷居	戸・敷居の状況（敷居は必要な場合）	目視で確認する	-	令第129条の6第三号の規定に適合しないこと又は変形、摩耗、腐食等により運行に支障をきたしていること
		連結ロープの状況（装置が必要な場合）	目視、触診で確認する	-	変形、摩耗、錆び、腐食、素線切れなどにより運行に支障をきたしていること
		ガラスの状況（ガラス付きのものに限る）	目視で確認する	-	欠損、ひび割れがあること
		敷居とドアシューの摩耗状況	目視、触診で確認する	-	敷居、ドアシューに甚だしい摩耗があること
		扉間（2枚以上が片側に開くものに限る）、扉と枠の隙間	目視で確認する又は金属製直尺で測定する	-	戸相互若しくは戸と出入口枠とのすき間がスライド式ドアでは6mm、押上式ドアでは9.5mmを超えていること
		可燃物の状況（非常用を除く）	目視で確認する	-	令第129条の6第二号の規定に適合しないこと
		戸の開閉状況	目視で確認する	-	戸の開閉作動が円滑でないこと
		敷居とドアシューのかかりの状況（装置が必要な場合）	目視で確認する又は金属製直尺で測定する	-	無負荷時に敷居溝とドアシューの掛が6mm未満であること

(い) 検査項目	(ろ) 検査方法	(は) 判定基準		
		要重点点検	要是正	
3.3 かごの戸のスイッチ	取付状況	触診で確認する	-	取付が堅固でないこと
	スイッチの作動状況	次の何れかで確認する ア. 途中階でかごを停止させ、かご戸を開き徐々に戸閉させ作動位置を目視で確認する又は金属製直尺で測定する イ. かご戸が開いた状態で動かないことを確認し、スイッチの作動位置を目視で確認する又は金属製直尺で測定する	-	令第129条の10第3項第一号の規定に適合しないこと又は作動位置が両引き又は上下開きの場合は75mm、片引き又は上開きの場合は50mmを超えていること
	前回検査からの不具合と改善の状況	不具合と改善状況の報告書を確認する	-	前回検査以降に不具合があり、戸のスイッチの不良が明確で、改善されていないこと
3.4 ドアセフティ	作動状況	作動状況を確認する	-	反転作動をしないこと
3.5 床合わせ補正装置及び着床装置	床合わせ補正装置の状況	かごを着床面から概ね50mmの位置に移動させ作動状況を確認するとともに、かごを着床面から75mmを超え200mmの間に移動させ、戸開させたまま運転状態にし作動状況を確認する	-	平成12年建設省告示第1429号第1第二号の規定に適合しないこと
	着床装置の状況	作動状況を確認する	-	着床位置が乗り場床を基準として上下75mmを超えること
3.6 車止め・光電装置等(自動車用)	光電装置の状況	作動状況を確認する	-	平12建告第1413号第1第六号二(2)の規定に適合しないこと
	前回検査からの不具合と改善の状況	不具合と改善状況の報告書を確認する	-	前回検査以降に不具合があり、光電装置等の不良が明確で、改善されていないこと
	車止めの状況	目視、触診で確認する	車止めが変形・摩損していること	車止め機能が確実でないこと
3.7 かご操作盤及び表示器	各スイッチの作動状況	作動状況を確認する	-	押ボタン、スイッチ類の機能が作動しないこと
	操作機器(押しボタンなど)の取付・操作の状況	触診で確認する	-	操作機器(押しボタンなど)の取付が堅固でないこと又は渋いこと
	操作箱の施錠状況(施錠付きの場合)	触診で確認する	-	施錠できないこと
	表示器の状況(装置が必要な場合)	目視で確認する	-	表示しない又は表示が不鮮明であること
	破損の状況	目視、触診で確認する	-	表示部、押しボタンの甚だしい破損があること
3.8 操縦機(装置が必要な場合)	操縦機の操作後の自動復帰状況	作動状況を確認する	動きが渋いこと	平成12年建設省告示第1423号第2第一号の規定に適合しないこと
	操縦機の作動状況	作動状況を確認する	-	エレベーターが正常に作動しないこと
3.9 外部への連絡装置	作動状況	通電時、電源遮断時共に外部と連絡できるか確認する	通話装置の音量が小さいこと又は、警報ベル等の鳴動音が小さいこと	令第129条の10第3項第三号の規定に適合しないこと若しくは通話装置又は警報ベル等の連絡装置が作動しないこと又は容易に操作できないこと
	前回検査からの不具合と改善の状況	不具合と改善状況の報告書を確認する	-	前回検査以降に不具合があり、連絡装置の不良が明確で、改善されていないこと
3.10 かご内非常停止スイッチ	作動状況	作動状況を確認する	-	平成12年建設省告示第1429号第1第一号の規定に適合しないこと又は作動時にエレベーターが運転できること
3.11 用途・積載量・定員等の標識	標識の状況	目視で確認する	-	令第129条の6第五号の規定に適合しないこと又は、標識に誤りがあること
3.12 停電灯装置	作動・照度の状況	照明電源を遮断し作動状況を概ね1分間確認(明るさに変動がある場合は30分間確認)するとともに、操作注意銘板が容易に認識できることを確認する	-	令第129条の10第3項第四号口の規定に適合しないこと
3.13 かご床先と昇降路壁及び乗場敷居との水平距離	フィッシャープレートの取付状況(取付が必要な場合)	目視、触診で確認する	-	取付が堅固でないこと
	かご敷居と昇降路壁・乗場敷居の隙間の状況	目視確認又は、金属製直尺で測定する	-	令第129条の7第三号の規定に適合しないこと
4 かご上				
4.1 かご上安全スイッチ	作動状況	作動状況を確認する	-	平成12年建設省告示第1429号第1第一号の規定に適合しないこと又は作動時にエレベーターが運転できること
4.2 頂部安全距離確保スイッチ(装置が必要な場合)	作動状況	作動状況を確認する	スイッチが作動用カムから外れる恐れがあること	平成12年建設省告示第1423号第1第一号口の規定に適合しないこと又は作動時にエレベーターが運転できること
	取付状況	触診で確認する	-	取付が堅固でないこと
4.3 上部ファイナルリミットスイッチ・リミット(強制停止)スイッチ	作動状況	作動状況を確認する	スイッチが作動用カムから外れる恐れがあること	平成12年建設省告示第1423号第2第五号の規定に適合しないこと又は作動時にエレベーターが運転できること
	ファイナルリミットスイッチの作動位置	つり合重りと緩衝器の隙間とスイッチの作動寸法の関係を確認する	-	ばね緩衝器を使用している場合は、つり合おもりが緩衝器に接するまでに作動しないこと 油入緩衝器を使用している時はストロークの1/2を超えても作動しないこと
	リミットスイッチの作動位置	スイッチの作動位置がドアゾーン内であることを確認する	-	ドアゾーン内で作動しないこと
4.4 頂部綱車(装置が必要な場合)	取付状況	触診で確認する	-	取付が堅固でないこと
	外觀の状況	目視で確認する	-	欠損、き裂があること
	音の状況	聴診で確認する	-	異常音があること
	取付状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等でナットの緩みを確認する	-	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、ナットに緩みがあること

(い) 検査項目	(ろ) 検査方法	(は) 判定基準		
		要重点点検	要是正	
4.5 調速機ロープ（装置が必要な場合）	径の状況	基準階（乗降最頻階）から加速終了位置又は基準階への減速開始位置の間に綱車に掛かる場所等で最も摩損の進んだ部分の直径をノギスで測定し綱車にかからない部分をノギスで測定した結果から摩耗率を確認する	摩耗した部分の直径が摩耗していない部分に比較して92%未満であること	摩耗した部分の直径が摩耗していない部分に比較して90%未満であること
	素線切れの状況	基準階（乗降最頻階）から加速終了位置又は基準階への減速開始位置の間に綱車に掛かる場所や傷のある場所等で最も摩損の進んだ部分を凝視確認し、その他の部分は目視で確認する	素線切れが平均的に分布する場合は、素線切れ総数が1よりピッチ内で6より鋼索では18本、8より鋼索では24本を超えている又は1構成より1ピッチ内の素線切れが3本を超えていること	素線切れが平均的に分布する場合は、素線切れ総数が1よりピッチ内で6より鋼索では24本、8より鋼索では32本を超えている又は1構成より1ピッチ内の素線切れが4本を超えていること
			素線切れが特定の部分に集中している場合は、素線切れ総数が1よりピッチ内で6より鋼索では9本、8より鋼索では12本を超えている又は1構成より1ピッチ内の素線切れが7本を超えていること	素線切れが特定の部分に集中している場合は、素線切れ総数が1よりピッチ内で6より鋼索では12本、8より鋼索では16本を超えている又は1構成より1ピッチ内の素線切れが9本を超えていること
			錆が甚だしい場合又は、切れた素線の劣化が進んでいる場合は、1構成より1ピッチ内の素線切れがあること	錆が甚だしい場合又は、切れた素線の劣化が進んでいる場合は、1構成より1ピッチ内の素線切れが2本を超えていること
	摩耗粉の状況	全長の摩耗粉の錆の状態（固着を含む）を目視で確認する	-	ロープの摩耗粉の錆が多量に主索に付着して素線切れが確認できない状態であること
損傷及び変形の状況	全長を目視で確認する	-	損傷、変形があること	
4.6 非常救出口	かごの救出口の状況（平成12年建設省告示1413号第1項第一号に該当する場合を除く）	蓋・スイッチの作動状況を確認する	-	令第129条の6第四号の規定に適合しないこと
	昇降路壁救出口の状況（装置が必要な場合）	戸・戸の自閉・施錠・スイッチの作動状況を確認する	-	令第129条の7第一号の規定に適合しないこと又は戸が自閉しないこと若しくは施錠、開錠できないこと若しくはスイッチが作動しないこと
	かご室側部救出口の戸の状況（装置が必要な場合）	目視で確認する	-	救出口の蓋・戸がないこと若しくは破損していること又は施錠、開錠できないこと若しくはスイッチが作動しないこと
4.7 かごのガイドシュー・ローラー	取付状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等でナットの緩みを確認する	-	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、ナットに緩みがあること
	摩損の状況	目視、聴診、触診で確認する	-	摺動部・回転部の摩耗によりかごの走行及び他の機器へ影響を及ぼす等、運行に支障があること
4.8 かごつり車（装置が必要な場合）	外觀の状況	目視で確認する	-	欠損、き裂があること
	取付状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等でナットの緩みを確認する	-	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、ナットに緩みがあること
	音の状況	聴診で確認する	-	異常音があること
4.9 ガイドレール・ブラケット	取付状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等でナットの緩みを確認する	-	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、ナットに緩みがあること
	劣化状況	目視で確認する	-	甚だしい損傷、腐食があること
4.10 ドアインターロックスイッチ	取付状況	触診で確認する	-	取付が堅固でないこと
	ロック機構の状況	作動状況を確認する	-	令第129条の10第3項第二号の規定に適合しないこと
	スイッチの動作状況	作動状況を確認する	-	令第129条の10第3項第一号の規定に適合しないこと
	スイッチの動作位置	スイッチ作動位置を確認する	-	昇降機の検査標準（JIS A4302）の基準を満たしていないこと
	インターロックの状況	作動状況を確認する	-	機械的ロックがかかる前に電気スイッチが入ること
	損耗の状況	目視で確認する	ロック機構に変形があること	機構部品に甚だしい損傷、腐食、その他の劣化があること
	前回検査からの不具合と改善の状況	不具合と改善状況の報告書を確認する	-	前回検査以降に不具合があり、マイクロスイッチの不良が明確で、改善されていないこと
	4.11 乗場の戸及び敷居	敷居とドアシューの摩耗状況（装置が必要な場合）	目視、触診で確認する	-
戸・敷居の状態（敷居は必要な場合）	目視で確認する	-	令第129条の7第一号の規定に適合しないこと又は変形、摩耗、腐食等により運行に支障をきたしていること	
敷居下部の人、物の挟まれ防止処置の状況	目視で確認する	-	敷居下部の挟まれ防止処置が確実でないこと	
扉間（2枚以上が片側に開くものに限る）、扉と枠の隙間の状況	目視で確認する又は金属製直尺で測定する	-	戸相互若しくは戸と出入口枠とのすき間がスライド式ドアでは6mm、押上式ドアでは9.5mmを超えていること	
敷居とドアシューのかかりの状況（装置が必要な場合）	目視で確認する又は金属製直尺で測定する	-	戸のガイドシューのかかりが6mm未満であること	
ガラスの状況（ガラス付きのものに限る）	目視で確認する	-	ガラスにひびや割れがあること	
連結ロープ・ドアクローザーロープの状況（装置が必要な場合）	目視、触診で確認する	-	変形、摩耗、錆び、腐食、素線切れなどにより運行に支障をきたしていること	
戸の可燃物の状況	目視で確認する	-	令第129条の7第二号の規定に適合しないこと	
戸の自閉の状況（自閉式の場合）	目視、触診で確認する	-	ドアクローザーの作動領域で自閉しないこと	

(い) 検査項目		(ろ) 検査方法	(は) 判定基準		
			要重点点検	要是正	
4.12	昇降路壁・囲い	壁・囲いの状況	目視で確認する	-	令第129条の7第一号、四号の規定に適合しないこと又はき裂、漏水により運行に支障の生じる恐れがあること
		可燃物の状況	目視で確認する	-	令第129条の7第二号の規定に適合しないこと
		エレベーター以外の設備の状況（平成17年国土交通省告示第570号に該当するものを除く）	目視で確認する	-	令第129条の2の5第三号の規定に適合しないこと
4.13	昇降路内の耐震対策	ロープガード等の状況	目視、触診で確認する	-	令第129条の4第3項第三号、四号の規定に適合しないこと
		レールとのかかり代の状況	金属製直尺等で測定する	-	かご、つり合おもりガイドシュー又は外れ止めのかかり代が耐震基準を満たしていないこと
		突出物に対する保護措置の状況（装置が必要な場合）	目視で確認する	-	突出物に対する保護措置に変形、損傷、緩みがあること
		つり合おもり片の脱落防止措置の状況	目視、触診で確認する	-	つり合おもり片の脱落防止措置が確実でないこと
4.14	移動ケーブル及び取付部	ケーブルの軌跡の状況	運転時のケーブルの動きを目視で確認する	-	ケーブルが他の機器、突出物と接触により、損傷していること
		取付状況	目視、触診で確認する	-	ケーブル端部及び引止め部が確実でない運行に支障があること
4.15	つり合おもり各部	枠の状況	目視、触診で確認する	-	枠の組立てが堅固でないこと又は変形があること
		ガイドシュー・ローラーの取付状態	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等でナットの緩みを確認する	-	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、ナットに緩みがあること
		ガイドシュー・ローラーの摩損の状況	目視、聴診、触診で確認する	-	摺動部・回転部の摩耗によりかごの走行及び他の機器へ影響を及ぼす等、運行に支障があること
4.16	つり合おもり非常止め装置（装置が必要な場合）	機構部の状況	目視で確認する	-	損傷、腐食、その他の劣化があること
		取付状況	目視、触診で確認する	-	構成部材の取付が堅固でないこと
		作動状況	次の何れかで確認する ア．無積載でキャッチ作動時にブレーキを開放しても動かないことを確認する イ．非常止めを作動させシーブが空転することを目視又は空転検知を示すLED・信号等で確認する ウ．キャッチ作動時にかごを持ち上げ動かないことを確認する	-	非常止め装置が作動しないこと
		作動時・復帰時の構成機器の状況	目視、聴診、触診で確認する	可動部の動きが円滑でないこと又は変形があること	キャッチ作動時に機械装置、調速機ロープ・スラックロープに損傷があること又は正常に復帰しないこと
4.17	つり合おもりのつり車（装置が必要な場合）	外観の状況	目視で確認する	-	欠損、き裂があること
		取付状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等でナットの緩みを確認する	-	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、ナットに緩みがあること
		音の状況	聴診で確認する	-	異常音があること
4.18	かごの戸の開閉機構	開閉状況	目視、聴診で確認する	-	戸の開閉時の異常音、振動で戸の開閉に支障があること
		摩耗の状況	目視で確認する	-	開閉機構の摩耗で戸の開閉に支障があること
		構成部品取付状況	触診で確認する	-	機器の取付が堅固でないこと
		停電時等の手動開放状況	係合が外れた位置で停止させ手動でかご戸が開くことを確認する	-	停電時等に手動開放できないこと
4.19	かご枠	かご枠材相互の締め付け状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等でナットの緩みを確認する	-	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、ナットに緩みがあること
5	乗場				
5.1	乗場ボタン及び表示器	押しボタンの作動状況	作動状況を確認する	-	押しボタン、スイッチ類の機能が作動しないこと
		乗場ボタンの取付・操作の状況	触診で確認する	-	操作機器（押しボタンなど）の取付が堅固でないこと又は洪いこと
		表示器の状況（表示装置がある場合）	目視で確認する	-	表示しない又は表示が不鮮明であること
		破損の状況	目視、触診で確認する	-	表示部、押しボタンの基台の破損があること
5.2	非常解錠装置	作動状況	最上階と最下階は専用の鍵で乗場から解錠、途中階はかご上から装置を操作し解錠できることを確認する	可動部の動きが円滑でないこと又は変形があること	令第129条の10第3項第二号の規定に適合しないこと
		取付状況	触診で確認する	-	機構部品の取付が堅固でないこと
6	ピット				
6.1	緩衝器	腐食の状況	目視で確認する	-	緩衝器本体及び取付部に顕著な腐食があること
		取付状況	触診で確認する	-	取付が堅固でないこと
		作動状況（油入式）	全圧縮した後、復帰するまでの時間を確認する	-	90秒以内に復帰しないこと
		油量の状況（油入式）	ゲージ又は確認口から目視で確認する	ドレン部から油漏れがあること	油量が適量でないこと
6.2	調速機ロープ用及びその他の張り車（その他張り車は装置が必要な場合）	張り車の作動状況	目視、聴診で確認する	-	かごの走行中の異常音や揺動等で運行に支障があること
		張り車の取付状況及びピット床等との隙間	目視、触診で確認する	-	張り車の取付が確実でないこと又はピット床若しくはピット機器に干渉していること
		タイダウンスイッチの作動状況	動作確認する	-	作動しないこと
		タイダウン構成部品の取付状況	触診で確認する	-	取付が堅固でないこと

(い) 検査項目		(ろ) 検査方法	(は) 判定基準		
			要重点点検	要是正	
6.3	ビット床	汚損と防水の状況	目視で確認する	-	汚損又は防水不良により運行に支障があること
		冠水の状況	目視で確認する	-	機器に影響を及ぼす冠水があること
		ビット内機器の状況	目視、触診で確認する	-	ビット内機器及び部材に甚だしい損傷、腐食、その他の劣化があること
6.4	下部ファイナルリミットスイッチ・リミット(強制停止)スイッチ	作動状況	作動状況を確認する	スイッチが作動用カムから外れる恐れがあること	平成12年建設省告示第1423号第2第五号の規定に適合しないこと又は作動時にエレベーターが運転できること
		ファイナルリミットスイッチの作動位置	つり合おもりと緩衝器の隙間とスイッチの作動寸法の関係を確認する	-	ばね緩衝器を使用している場合は、かごが緩衝器に接する前に作動しないこと 油入緩衝器を使用している時はストロークの1/2を超えても作動しないこと
		リミットスイッチの作動位置	スイッチの作動位置がドアゾーン内であることを確認する	-	ドアゾーン内で作動しないこと
		取付状況	触診で確認する	-	取付が堅固でないこと
6.5	底部安全距離確保スイッチ(ビット深さが1200mm未満の場合)	作動状況	作動確認及び作動位置(1200mm)の確認をする	スイッチが作動用カムから外れる恐れがあること	平成12年建設省告示第1423号第1第一号の規定に適合しないこと又は作動時にエレベーターが運転できること
		取付状況	触診で確認する	-	取付が堅固でないこと
6.6	かご非常止め装置	機構部の状況	目視で確認する	-	損傷、腐食、その他の劣化があること
		取付状況	目視、触診で確認する	-	取付が堅固でないこと
		作動状況	次の何れかで確認する ア. 無定格積載でキャッチ作動時にブレーキを開放しても動かないことを確認する イ. 非常止めを作動させシーブが空転することを目視又は空転検知を示すLED・信号等で確認する ウ. キャッチ作動時につり合おもりを持ち上げ動かないことを確認する	-	非常止め装置が作動しないこと
		キャッチ動作時のかごの水平度	目視で確認する又は測定する	-	非常止め装置が作動した状態でかごの床の水平が1/30を超えていること
		作動時・復帰時の構成機器の状況	目視、聴診、触診で確認する	可動部の動きが円滑でないこと又は変形があること	キャッチ作動時に機械装置、調速機ロープ・スラックロープに損傷があること又は正常に復帰しないこと
		非常止めロープの巻き取り状況(非常止ロープが必要な場合)	目視で確認する	-	非常止めロープの巻き取り状態が不良であること
		非常止めロープの状況(非常止ロープが必要な場合)	巻き取り状態を目視で確認する	-	ロープ抜け出し、形崩れ、より戻り、錆び等により非常止め装置の作動に支障があること
6.7	かご下綱車(装置が必要な場合)	外觀の状況	目視で確認する	-	欠損、き裂があること
		音の状況	聴診で確認する	-	異常音があること
		取付状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等でナットの緩みを確認する	-	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、ナットに緩みがあること
6.8	つり合ロープ・鎖及び取付部(装置が必要な場合)	摩擦状況	目視で確認する	-	甚だしい摩擦、変形、伸び、錆びがあること
		ロープの張りの状況	次の何れかで確認する ア. ロープ末端部のスプリング高さを目視で比較する イ. ロープをかご上で揺らしロープの振幅が同等か確認する ウ. ロープをかご上で手で引き張りが同等か確認する	-	甚だしい不均等があること
		鎖とビット床のすき間の状況	目視で確認する	-	鎖がビット床に接触していること
		止め金具の取付状況	目視、触診で確認する	-	ダブルナットにあってはナット間に緩みがあり、割ピンにあってはピンに欠損、曲げ不足等があること
		止め金具及び止め金具の取付部の状況	目視で確認する	-	止め金具及び止め金具の取付部に損傷、欠損、き裂があること
		つり合ロープ・鎖端部と止め金具の取付状況	目視で確認する	-	取付が確実でないこと
		6.9	つり合おもり底部すき間	隙間の状況	隙間を鋼製巻尺等で測定する
6.10	移動ケーブル及び取付部	移動ケーブルの軌跡の状況	かご昇降時の移動ケーブルの振れを目視で確認する	-	移動ケーブルが他の機器、突出物と接触し、損傷を受ける恐れがあること又は、損傷があること
		取付状況	目視、触診で確認する	-	取付部及び引止め部が確実でなく運行に支障があること
		移動ケーブルとビット床のすき間の状況	かごを最下階に停止させ確認する又はかご停止位置と最下階床面までの距離と移動ケーブルのクリアランスを確認する	-	移動ケーブルがビット床と接触していること又はかご停止位置と最下階床面までの寸法の1/2より移動ケーブルのクリアランスが大きいこと
6.11	ビット内の耐震対策	ロープガード等の状況	目視、触診で確認する	-	令第129条の4第3項第三・四号の規定に適合しないこと
		レールとのかかり代の状況	金属製直尺等で測定する	-	かご、つり合おもりガイドシュー又は外れ止めのかかり代が耐震基準を満たしていないこと
		突出物に対する保護措置の状況(装置が必要な場合)	目視で確認する	-	突出物に対する保護措置に変形、損傷、緩みがあること
6.12	かご枠	かご枠材相互の締め付け状況	テストハンマーでの打検、緩み確認マークの目視、締付け等でナットの緩みを確認する	-	緩み確認マークがずれていること、打検で濁音がすること等により、ナットに緩みがあること

	(い) 検査項目	(ろ) 検査方法	(は) 判定基準	
			要重点点検	要是正
7	非常用エレベーター(装置が必要な場合)			
7.1	かご呼び戻し装置	<p>作動状況</p> <p>かご(表示のみ)・乗場・中央管理室で呼び戻し装置及び表示灯の作動を確認する</p> <p>取付・操作の状況</p> <p>目視、触診で確認する</p> <p>運転の状況</p> <p>呼び戻し運転時に乗場呼びに回答しないことを確認する</p>	-	<p>令第129条の13の3第3項第九号又は第7項の規定に適合しないこと</p> <p>取付が堅固でないこと又は渋いこと</p> <p>乗場呼びに回答すること</p>
7.2	一次消防運転	<p>作動状況</p> <p>かご内の一次消防運転スイッチを操作し作動状況を確認する</p> <p>取付・操作の状況</p> <p>触診で確認する</p> <p>最下階床面以下のスイッチの切り離し状況、又は防滴処理の状況</p> <p>スイッチ類が防滴処理されていない場合は、一次消防運転モード時の信号入力が制御盤で正しく処理されているか確認する</p> <p>スイッチ類が防滴処理されている場合は、スイッチ類の外観を目視で確認する</p>	-	<p>一次消防運転をしないこと又は非常運転灯が鮮明に点灯(乗場・中央管理室)しないこと又は乗場呼びに回答すること</p> <p>スイッチの取付が堅固でないこと又は渋いこと</p> <p>防滴処理がされていない場合に信号が入力されても作動しないこと</p> <p>防滴処理がされている場合に防滴処理が確実にないこと</p>
7.3	二次消防運転	<p>作動状況</p> <p>かご内の二次消防運転スイッチを操作し作動状況を確認する</p> <p>取付・操作の状況</p> <p>目視、触診で確認する</p> <p>最下階床面以下のスイッチの切り離し状況、又は防滴処理の状況</p> <p>スイッチ類が防滴処理されていない場合は、二次消防運転モード時の信号入力が制御盤で正しく処理されているか確認する</p> <p>スイッチ類が防滴処理されている場合は、スイッチ類の外観を目視で確認する</p> <p>戸開走行の状況</p> <p>かご戸・乗場戸を開いたまま運転可能か確認する</p> <p>速度の状況</p> <p>瞬間式回転速度計・電子式速度表示装置等で測定する</p>	-	<p>二次消防運転をしないこと又は非常運転灯が鮮明に点灯(乗場・中央管理室)しないこと又は乗場呼びに回答すること</p> <p>取付が堅固でないこと又は、渋いこと</p> <p>防滴処理がされていない場合に信号が入力されても作動しないこと</p> <p>防滴処理がされている場合に防滴処理が確実にないこと</p> <p>令第129条の13の3第9項の規定に適合しないこと又は通常時の戸閉時間と同程度の時間ブザーが鳴動しないこと又は通常時の戸閉時間以内で起動すること又はかご戸・乗場戸を開いたまま運転をしないこと</p> <p>令第129条の13の3第11項の規定に適合しないこと</p>
7.4	非常標識	<p>標識の状況</p> <p>目視で確認する</p>	-	<p>令第129条の13の3第3項第九号の規定に適合しないこと</p>
7.5	予備電源確認	<p>作動状況</p> <p>自主検査等の検査記録を確認する</p> <p>検査記録がない場合は、予備電源の状態を確認する又は予備電源での作動状況を確認する</p> <p>かご照明</p> <p>自主検査等の検査記録を確認する</p> <p>検査記録がない場合は、予備電源の状態を確認する又は予備電源での作動状況を確認する</p>	-	<p>予備電源に不具合報告があること若しくは十分な燃料がないこと又は予備電源でエレベーターが動かないこと</p> <p>予備電源に不具合報告があること若しくは十分な燃料がないこと又は予備電源で照明が点灯しないこと</p>
7.6	その他	<p>中央管理室とかごの連絡装置の状況</p> <p>通話状態が良好か確認する</p> <p>かご・昇降路出入り口戸の可燃物の状況</p> <p>目視で確認する</p> <p>ビット内の浮遊物の状況</p> <p>目視で確認する</p> <p>防滴の処置状況</p> <p>目視で確認する</p>	-	<p>令第129条の13の3第8項の規定に適合しないこと又は通話状態に音量不足、雑音があること</p> <p>平成12年建設省告示第1428号第1の規定に適合しないこと</p> <p>ビットに水に浮くものがあること</p> <p>機器の防滴対策が確実にないこと</p>
8	その他			
8.1	P波感知装置及び地震時管制運転装置(装置が必要な場合)	<p>作動状況</p> <p>感知器を振動させて確認する又はテストボタンが付いているタイプはテストボタンで作動状況を確認する</p> <p>設置状況</p> <p>触診で確認する</p> <p>管制運転の状況</p> <p>感知器を作動させる又は、制御盤で地震信号を入力し作動状況を確認する</p> <p>自動復帰の状況</p> <p>自動復帰の状況を確認する</p>	-	<p>作動しないこと</p> <p>取付が堅固でないこと</p> <p>管制運転が確実に動作しないこと</p> <p>一定時間後に管制運転が解除されないこと</p>
8.2	S波感知装置及び地震時管制運転装置(装置が必要な場合)	<p>作動状況</p> <p>感知器を振動させて確認する又はテストボタンが付いているタイプはテストボタンで作動状況を確認する</p> <p>設置状況</p> <p>触診で確認する</p> <p>管制運転の状況</p> <p>感知器を作動させる又は、制御盤で地震信号を入力し作動状況を確認する</p> <p>自動復帰の状況</p> <p>自動復帰の状況を確認する</p>	-	<p>作動しないこと</p> <p>取付が堅固でないこと</p> <p>管制運転が確実に動作しないこと</p> <p>特低ガルの場合に一定時間後に管制運転が解除されないこと及び低・高ガルの場合に解除されること</p>
8.3	乗場戸遮煙構造(装置が必要な場合)	<p>気密材の摩耗状況</p> <p>目視で確認する</p> <p>取付状況</p> <p>目視で確認する</p> <p>停電時の戸閉機能の状況</p> <p>戸閉状態で主電源以外で作動状況を確認する</p> <p>火災時の戸閉機能の状況</p> <p>制御盤で火災信号を入力し作動状況を確認する</p> <p>戸閉時間の状況(戸の面積が3㎡以内のもの)</p> <p>扉の閉鎖時間を確認する</p>	-	<p>摩耗、劣化、破損等があること</p> <p>取付が堅固であること</p> <p>戸閉しないこと</p> <p>戸閉しないこと</p> <p>人の出入の後、20秒以内に閉鎖しないこと</p>



## (エスカレーター)

(い) 検査項目		(ろ) 検査方法	(は) 判定基準		
			要重点点検	要是正	
<b>1 機械室</b>					
1.1	機械室内	エスカレーター以外の設備の状況	目視で確認する	—	機械室内に保守作業に支障のあるエスカレーターに関係のない物があること
1.2	開閉器、遮断器	開閉器、遮断機の作動状況	手で遮断、投入操作を行い、電氣的に開閉されることを確認する	—	電氣的に開閉されないこと
			テストボタン付きのものは押して作動させ、作動状況を確認する	—	電氣的に開放されないこと
1.3	接触器・継電器・プリント基板（運転制御用）（設置されている場合）	接触器・継電器・プリント基板（運転制御用）の作動状況	エスカレーター（動く歩道）を運転し作動状況を確認する	—	エスカレーター（動く歩道）が正常に作動しないこと
		接触器の主接点の状況（密閉型を除く）	目視で確認する	変形があること	異常磨耗があること
		前回検査からの不具合と改善状況	不具合と改善状況の報告書を確認する	—	前回検査以降に不具合があり、プリント基板の不良が明確で改善されていないこと
1.4	ヒューズ	使用状況	目視で確認する	—	溶断電流が制御盤等で指定するものと異なること
1.5	受電盤・制御盤	電動機主回路の絶縁	絶縁測定器で測定する	—	300V以下のものは0.2MΩ以上、300Vを超えるものは0.4MΩ以上の絶縁抵抗がないこと
1.6		制御回路の絶縁 （一次側と二次側が電氣的に分離され二次側が接地されており非接地側にヒューズを設けてある直流60V・交流25V以下の回路は除く）	絶縁測定器で測定する	—	150V以下のものは0.1MΩ以上、150Vを超えるものは0.2MΩ以上の絶縁抵抗がないこと
1.7		信号回路の絶縁 （一次側と二次側が電氣的に分離され二次側が接地されており非接地側にヒューズを設けてある直流60V・交流25V以下の回路は除く）	絶縁測定器で測定する	—	150V以下のものは0.1MΩ以上、150Vを超えるものは0.2MΩ以上の絶縁抵抗がないこと
1.8		照明回路の絶縁	絶縁測定器で測定する	—	150V以下のものは0.1MΩ以上、150Vを超えるものは0.2MΩ以上の絶縁抵抗がないこと
1.9	接地	二次側の片側接地タイプの接地状況	触診で確認する	—	接地線が接地端子に緊結されていないこと
1.10	電動機	発熱の状況	触診で確認する	—	異常な発熱があること
		音の状況	聴診で確認する	—	異常音があること
		振動の状況	触診、聴診で確認する	—	異常振動があること
1.11	ブレーキ	油付着の確認	目視で確認する	—	ドラム・ディスクとパッド摺動面に油が付着していること
		パットの残存厚みの状況	製造者が指定する方法で確認する（製造者が検査方法を指定していない場合は、制動片の厚みを測定し前回検査からの摩耗量から確認する）	製造者設計基準値と比較し電機制動タイプは1.1倍、ブレーキ制動タイプは1.2倍以下であること（製造者設計基準値がない場合は前回検査からの摩耗量が残存厚みの1.2倍以下であること）	製造者設計基準値以下であること（製造者設計基準値がない場合はパッド以外の部分がドラム・ディスクに接触していること）
		停止距離の状況	無負荷上昇運転にて非常停止ボタンを押し停止距離を測定する	—	平12年建告第1424号第三号の規定に適合しないこと
		パッドとドラム・ディスクとの接触状況	聴診で確認する	—	運転中にパッドがドラム・ディスクに接触していること
1.12	減速機	潤滑油の量	オイルゲージ等を目視確認する	—	ギヤオイル量がオイルゲージで示す範囲内でないこと
		潤滑油の劣化状況	色・不純物を目視で確認する	—	ギヤオイルに基だしい変色・摩耗粉があること
		発熱の状況	触診で確認する	—	異常な発熱があること
		音の状況	聴診で確認する	—	異常音があること
1.13	駆動鎖	振動の状況	触診、聴診で確認する	—	異常振動があること
		スプロケットの歯と駆動鎖とのかみ合いの状況	目視、聴診で確認する	—	スプロケットの歯と駆動鎖とのかみ合いに異常があること
1.14	踏段反転装置	反転歯車と駆動鎖とのかみ合いの状況	目視、聴診で確認する	—	反転歯車と踏段鎖とのかみ合いに異常があること
		反転装置の作動状況	目視、聴診で確認する	—	反転歯車の回転又は反転レールでの踏段反転が円滑でないこと
		踏段鎖の張りの状況	目視で確認する	—	踏段反転時に踏段反転装置の揺動が著しいこと
<b>2 乗降口</b>					
2.1	ランディングプレート	変形・劣化損傷の状況	目視で確認する	—	変形・摩耗・錆び・腐食等で乗降に支障があること
2.2	くし板	欠損の状況	目視で確認する	—	くし板が欠損していること
2.3	くし板と踏段のかみ合い	かみ合いの状況	目視で確認する	—	くし板と踏段にかみ合いがないこと
2.4	インレットガード	インレットガードの取付け及び状況	目視で確認する	—	取付が堅固でないこと又は破損があること
2.5	昇・降起動スイッチ	作動状況	作動状況を確認する	—	作動しないこと
2.6	警報・運転休止スイッチ	警報音の鳴動の状況	聴診で確認する	—	警報音が鳴動しないこと
		作動状況	作動状況を確認する	—	作動しないこと

(い) 検査項目		(ろ) 検査方法		(は) 判定基準	
				要重点点検	要是正
<b>3 中間部</b>					
3.1	ハンドレール駆動装置	スプロケットの歯と駆動鎖とのかみ合いの状況	目視、聴診で確認する	—	スプロケットの歯と駆動鎖とのかみ合いに異常があること
		ハンドレールの駆動力の状況	下降運転中、上部乗り場でハンドレールを手で水平に引張って確認し、必要に応じバネ秤等を使用しハンドレールが停止する力を測定するとともに、駆動装置の劣化状況を目視、聴診で確認する	駆動輪・ローラ・ベルトに亀裂・摩耗等があること又は異常音があること	ハンドレールが150N未満の力で停止すること
		ハンドレールと踏段の同期の状況	上昇・下降運転中に踏段上でハンドレールを掴み踏段とハンドレールの同期を確認する	—	令129条の12第1項第三号の規定に適合しないこと
3.2	ハンドレール	劣化損傷の状況	目視で確認する	—	損傷・亀裂・剥離等で利用者の安全に支障があること
3.3	内側板	変形・劣化損傷の状況	目視で確認する	—	変形、損傷又は腐食等により運行及び利用者の安全に支障があること
3.4	踏段	踏面とライザー面の劣化損傷の状況	目視で確認する	—	損傷、腐食又は変形等により、運行に支障があること又は履物等のはさまれる開口部があること
		ローラゴムの劣化損傷の状況	目視で確認するとともに踏段上での振動の有無を確認する	—	剥離、損傷又はローラ締結部の緩み等により踏段の走行に支障があること
3.5	踏段レール	劣化損傷の状況	目視確認と踏段上での振動の有無を確認する	—	踏段上で異常な振動があること
		取付状況	目視で確認する	—	取付けが堅固でないこと
3.6	踏段鎖の伸び	踏段鎖の伸びの状況	最も大きい踏段相互のすき間を上水平部にてテーパゲージ等で測定する	踏段相互のすき間が4.8mmを超えていること	平12建告第1417号第1第二号の規定に適合しないこと
3.7	スカートガード	劣化損傷の状況	目視で確認する	—	損傷・腐食・変形等により運行及び利用者の安全に支障があること
		踏段とスカートガードのすき間	全長にわたり目視で確認し、必要に応じ金属製直尺等で測定する	—	平12建告第1417号第1第一号の規定に適合しないこと
<b>4 安全装置</b>					
4.1	インレットスイッチ	作動状況	作動状況を確認する	—	平12建告第1424号第二号ホの規定に適合しないこと
		前回検査からの不具合と改善状況	不具合と改善状況の報告書を確認する	—	前回検査以降に不具合があり、マイクロスイッチの不良が明確で改善されていないこと
4.2	非常停止ボタン	作動状況	作動状況を確認する	—	作動しないこと
		前回検査からの不具合と改善状況	不具合と改善状況の報告書を確認する	—	前回検査以降に不具合があり、マイクロスイッチの不良が明確で改善されていないこと
4.3	スカートガードスイッチ	作動状況	スイッチを作動させエスカレーターが停止すること、又はスイッチを作動させた状態でエスカレーター運転操作を行っても起動しないことを確認する	—	平12建告第1424号第二号ニの規定に適合しないこと
		前回検査からの不具合と改善状況	不具合と改善状況の報告書を確認する	—	前回検査以降に不具合があり、マイクロスイッチの不良が明確で改善されていないこと
4.4	踏段鎖安全スイッチ	作動状況	スイッチを作動させ又はスイッチを作動させた状態で運転操作を行い確認するとともに、給油状況を目視で確認する	—	平12建告第1424号第二号イの規定に適合しないこと
		可動部の状況	目視、触診で確認する	給油すべき箇所の給油が不十分であること	可動部の動きが円滑でないこと
		前回検査からの不具合と改善状況	不具合と改善状況の報告書を確認する	—	前回検査以降に不具合があり、マイクロスイッチの不良が明確で改善されていないこと
4.5	踏段浮上り検出装置（設置されている場合）	作動状況	スイッチを作動させ又はスイッチを作動させた状態で運転操作を行い確認する	—	スイッチを作動させてもエスカレーターが停止しないこと又はスイッチを作動させた状態でエスカレーターの運転操作を行い起動すること
		可動部の状況	目視、触診で確認する	給油すべき箇所の給油が不十分であること	可動部の動きが円滑でないこと
		前回検査からの不具合と改善状況	不具合と改善状況の報告書を確認する	—	前回検査以降に不具合があり、マイクロスイッチの不良が明確で改善されていないこと
4.6	駆動鎖切断時停止装置（設置されている場合）	駆動鎖安全スイッチの作動状況	スイッチを作動させ又はスイッチを作動させた状態で運転操作を行い確認する	—	スイッチを作動させてもエスカレーターが停止しないこと又はスイッチを作動させた状態でエスカレーターの運転操作を行い起動すること
		スイッチ駆動部分の可動部の状況	目視、触診で確認する	給油すべき箇所の給油が不十分であること	可動部の動きが円滑でないこと
		駆動鎖切断時停止装置の作動状況	駆動鎖切断を検出した時に停止機構が作動するよう設定されていることを確認する	—	駆動鎖切断を検出した時に停止機構が作動するよう設定されていないこと
		作動状況	駆動鎖切断を検出する信号を入力し作動状況を確認する	—	作動しないこと
		前回検査からの不具合と改善状況	不具合と改善状況の報告書を確認する	—	前回検査以降に不具合があり、マイクロスイッチの不良が明確で改善されていないこと
4.7	ハンドレール停止検出装置（設置されている場合）	作動状況	ハンドレール停止を検出する信号を入力し作動状況を確認する	—	作動しないこと

(い) 検査項目	(ろ) 検査方法	(は) 判定基準		
		要重点点検	要是正	
<b>5 安全対策</b>				
5.1 三角部固定保護板 (設置が必要な場合)	設置の状況	設置の有無を確認する	—	設置されていないこと
	取付状況	目視で確認し、必要に応じて鋼製巻尺で距離を測定する	—	平12建告第1417号第1第三号の規定に適合しないこと又は取付けが堅固でないこと
	破損の状況	目視で確認する	—	破損していること
5.2 安全柵(転落防止柵、進入防止用仕切板、誘導柵)(設置されている場合)	ハンドレールと転落防止柵及び誘導柵のすき間	ハンドレールの外縁あるいは先端から半径500mm以内の範囲について目視で確認し、必要に応じて鋼製巻尺で測定する	—	ハンドレールと転落防止柵及び誘導柵の隙間が140mm未満である又は200mmを超えていること
	外側板及び建物壁と進入防止用仕切板のすき間	ハンドレールの外縁あるいは先端から半径500mm以内の範囲について目視で確認し、必要に応じて金属製直尺で測定する	—	エスカレーター外側板又は建物壁と進入防止用仕切板の隙間が100mm未満であること
	ハンドレールから仕切板までの距離	ハンドレールの外縁あるいは先端から半径500mm以内の範囲について目視で確認し、必要に応じて距離を金属製直尺で測定する	—	ハンドレールから仕切板までの距離が50mm未満である又は150mmを超えていること
	取付状況	ハンドレールの外縁あるいは先端から半径500mm以内の範囲について目視で確認する	—	取付けが堅固でないこと
	破損の状況	ハンドレールの外縁あるいは先端から半径500mm以内の範囲について目視で確認する	—	破損していること
	5.3 落下物防止網(設置されている場合)	破損の状況	ハンドレールの外縁あるいは先端から半径500mm以内の範囲について目視で確認する	—
5.4 踏段上直部の障害物	障害物の状況	目視で確認し、必要に応じて鋼製巻尺で測定する	—	踏段の先端から鉛直距離で2.1m以内に障害物があること
5.5 三角部可動警告板 (設置されている場合)	設置の状況	目視で確認し、必要に応じて鋼製巻尺で測定する	—	昇降機の検査標準(JIS A4302)の規定に適合しないこと
	取付けの状況	目視で確認する	—	取付けが堅固でないこと
	破損の状況	目視で確認する	—	破損していること
5.6 踏段面注意標識		目視で確認する	—	注意標識が鮮明でないこと
5.7 登り防止用仕切板 (設置されている場合)	設置の状況	目視で確認し、必要に応じて金属製直尺で測定する	—	ハンドレールから仕切板までの距離が50mm未満であること
	取付けの状況	目視で確認する	—	取付けが堅固でないこと
	破損の状況	目視で確認する	—	破損していること
5.8 防火区画を形成するシャッター又は戸との連動停止(設置が必要な場合)	連動停止の作動状況	シャッター又は戸の閉鎖を検出する信号を入力し作動状況を確認する	—	平12建告第1424号第二号ハの規定に適合しないこと
	前回検査からの不具合と改善状況	不具合と改善状況の報告書を確認する	—	前回検査以降に不具合があり、マイクロスイッチの不良が明確で改善されていないこと
<b>6 その他</b>				
6.1 車いす搬送用踏段	車いす運転の可否確認状況	車いすに試乗して確認する	—	車いす用踏段の踏面が同一水平でないこと又は車止めに異常があること